

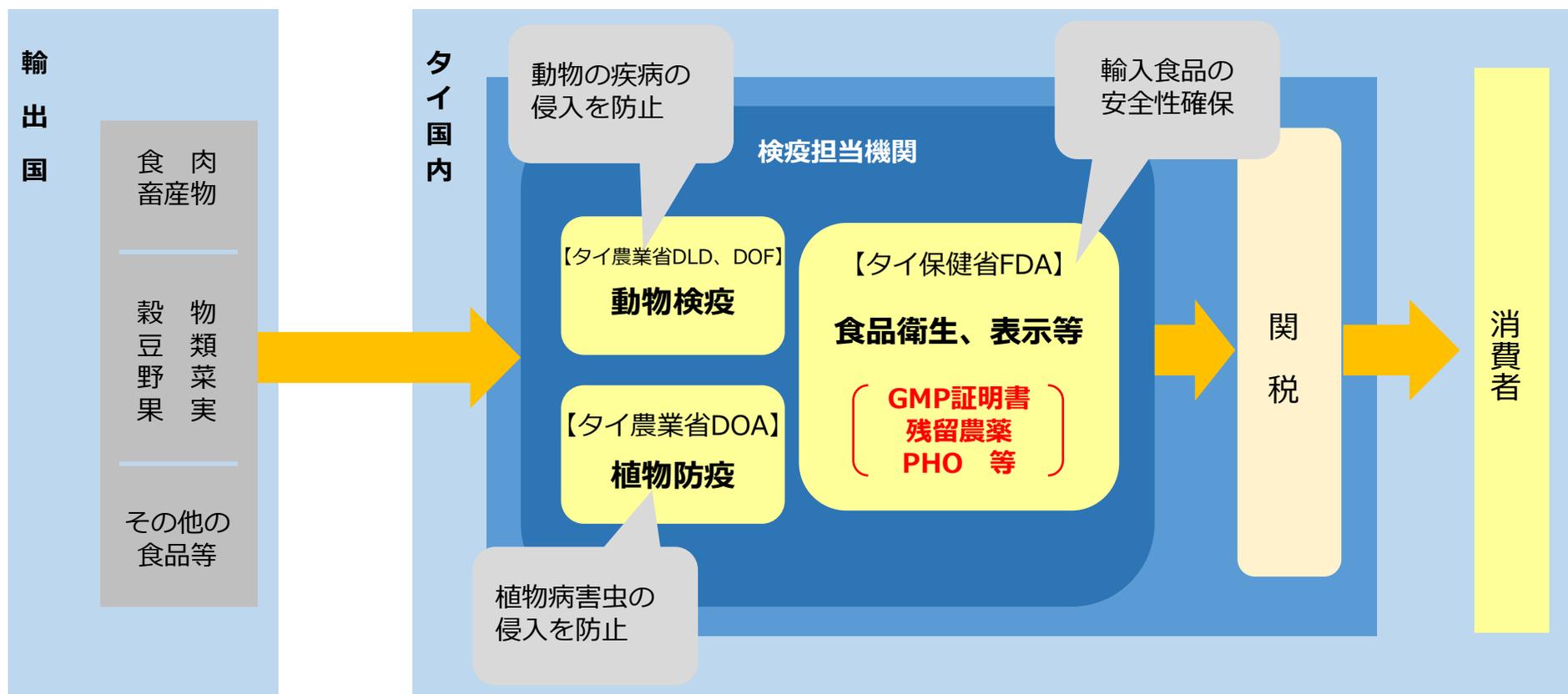
タイの食品輸入規制について

2022年3月

JETRO Bangkok

食品が輸入される際には、

- ① 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止
- ② 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保
- ③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



◆ タイ政府にとって、世界への食品輸出は重要。

◆ 一次産業の高度化・高付加価値化等を図るとともに、世界の規制潮流を迅速に自国に反映。

食品輸出額



約3兆4,619億円（2020）※1

全体の輸出額の**13.7%**※2

世界で13番目の食品輸出国

輸出額のうち11.5%が日本向け（2021年）※3



1兆2,385億円（2021）※4

全体の輸出額の**1.5%**※5

食品産業

• 産業別GDP構成比

食品製造 22.0%※6

• 全産業に占める食品製造就業者の割合： 20.2%※6

• 食品製造就業者数： 99万人※6

• 農業就業者数： 1,217万人※7

※1 NFI-FIC “Thailand Food Industry Profile 2020”による2020年の数値をもとに、1THB=3.53円換算。

※2 タイ商務省 “Foreign Trade Statistics”による2020年の数値をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※3 2022年1月TCC、NFI、FTIセミナー「食品産業および農業ビジネスの現状と今後」。

※4 財務省貿易統計をもとに農林水産省作成「2021年の農林水産物・食品の輸出実績の概要」

※5 財務省貿易統計をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※6 NFI-FIC “Thailand Food Industry Profile 2020”

※7 タイ農業経済局“Agricultural Economic Indicator of Thailand”

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では新たな対応が必要。

各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性がある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

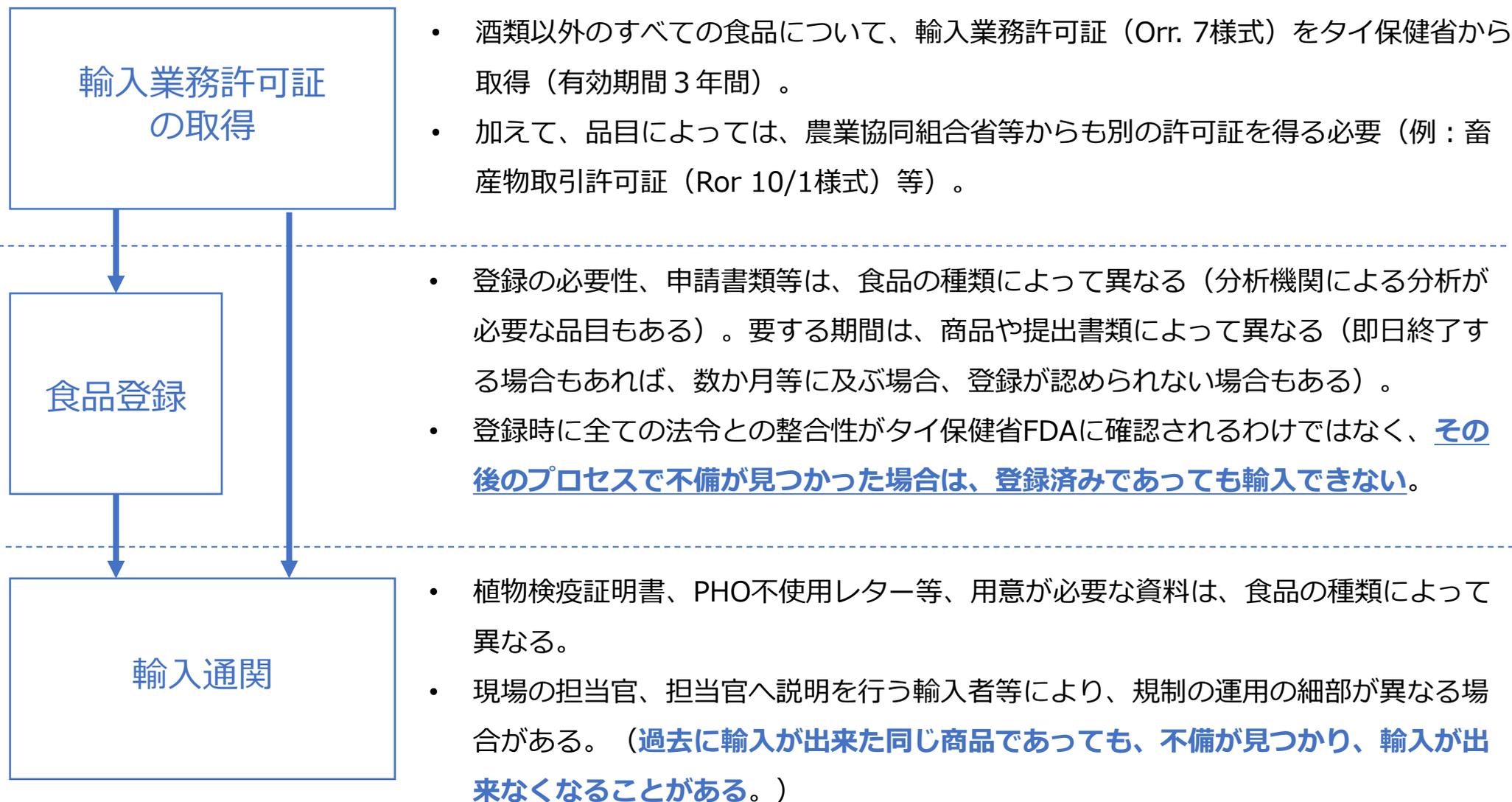
Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

◆ 今後も規制は強化されるのか？（食品法の改正等も予定されている状況）

【参考】近年公布・施行された食品関連規制の例

保健省告示第386号	2018年8月施行 (2019年8月本格施行)	青果物の選別・梱包施設に関する基準を設定、輸入品に関する証明書の要求
保健省告示第394号	2019年4月施行	GDA（Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン）表示が必要な食品の範囲を拡大
保健省告示第414号	2020年11月施行	カドミウム等、食品中の汚染物質に関する規制を改正
保健省告示第416号	2021年1月施行	サルモネラ等、食品中の病原菌に関する規制を改正
保健省告示第418号	2020年10月施行	食品添加物に関する使用条件等の改正
保健省告示第419号	2021年6月施行	パラコートやクロルピリホス等といった農薬成分の食品中からの検出禁止
保健省告示第420号	2021年4月施行 (2021年10月本格施行)	食品製造施設に求める基準に関する9本の告示を統合・改編

- ◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。
- ◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

- ◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。
- ◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要**。保健省告示第420号の公布により、**アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について証明書が求められること**となった。
- ◆ 使用可能な証明書の具体例としてISO22000等がタイ政府から公表されている。具体例に記載がなくとも、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているものであれば使用可能。

○タイ保健省告示第420号の基準例（イメージであり他にも多数規定あり）

- ・ 立地場所、建物などに関する事項

製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること 等

- ・ 製造用ツール・機械・設備などに関する事項

毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること 等



◆ GMP証明書に関連する文書は多数存在。目的に応じて参照を。

○保健省告示第420号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒告示本体。基本要件事項及び個別要件事項1、2、3の本文を掲載。

○保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン(2022年2月版)（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒食品輸入に際して必要な証明書の運用面等について示した文書。告示本体に次いで重要。使用可能な証明書例も。

○保健省告示第420号に関するQ&A（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒文字通りQ&A。輸入食品が保健省告示420号の順守義務の対象になるか否かの判定条件等、細かい運用面を掲載。

○保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒420号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

○保健省食品検査所ウェブサイト（各国の政府機関が発行する使用可能な証明書等の様式例を掲載）（[リンク](#)）

⇒日本の営業許可証や農林水産省が発行するGMP証明書等はここに掲載されている。

○保健省告示第420号に規定する要求事項との比較における指針（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒取得している証明書の規格の内容が保健省告示420号の定める基準と同等以上かどうかを確認するためのツール。

○保健省告示第386号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

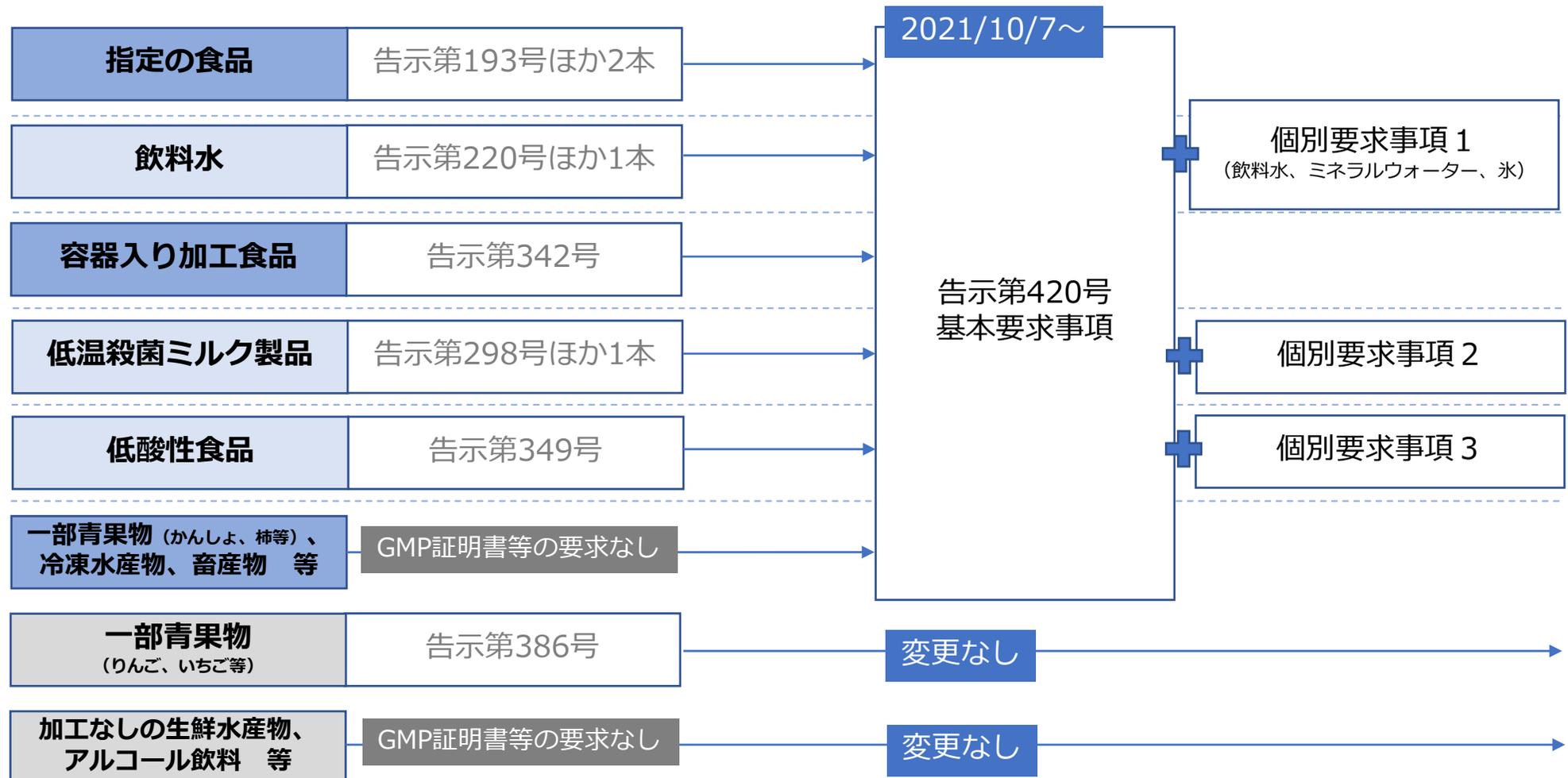
⇒告示本体。386号の対象となる生鮮野菜・果物のリストや求められる衛生基準の本文を掲載。

○保健省告示第386号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒386号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

1-8 保健省告示第420号について

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用**※



出所：タイの法令や政府ヒアリングをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

※保健省告示第420号施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得していたか否かで判断。

1-9 使用可能な証明書の例

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表（**ISO9001は使用不可**、また法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものの一部については、却下されるケースも出てきている）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

2021年12月21日時点

大半の食品

保健省告示第420号
基本 requirements

- Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。
- 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく **営業許可証も使用可能**。
- **牛肉・豚肉の場合**は、**食肉衛生証明書**（2021年11月29日以降に発行されたもの）も使用可能。
- **青果物の場合**は、**保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、タイ向けJFS規格適合証明書、J-GAP等）。

全ての食品で
使用可能

一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)

飲料水、ミネラル ウォーター、氷

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 1

- CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。

低温殺菌ミルク製品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 2

- CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。

低酸性食品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 3

- CAC/RCP 23-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。

一部青果物 (りんご、いちご等)

保健省告示第386号

- 行政機関発行の証明書
- タイ向けJFS規格適合証明書
- GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP 等。上記以外も具体例が公表されている。

- 農林水産省発行のGMP証明書
- ISO 22000:2005.
- FSSC 22000
- JFS-C
- JFS-B

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

1-10 日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例

規格・証明書名 (※1)	告示420号 (※2)				根拠・補足
	基本	個別 1	個別 2	個別 3	
ISO 22000 FSSC 22000	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
JFS-C JFS-B	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
農林水産省 GMP証明書	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 取得の手続きは農林水産省ウェブサイトを参照。
食品衛生法に基づく 営業許可証	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明(※)を受ける必要。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p>
告示386号に 使用可能な証明書 (青果物)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドラインに使用可能である旨が明記。 386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。
食肉衛生証明書 (牛肉・豚肉)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、2021年11月29日以降に発行されたものである必要。(420号対応に向けて様式を変更したため。)

※1 上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。

※2 使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

- ◆ 使用可能な証明書については、「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」で基準が定められている。
- ◆ この基準に合致しないと担当官が判断した場合、使用が認められないケースもある。

【発行者に関する規定】

- 製造者の国の担当政府機関 (Competent Authority)
- 製造者の国の担当政府機関から認められたその他の機関
- 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)のメンバーで、IAFから認められた認定機関 (Accreditation Body ; AB) から認定された認証機関 (Certification Body ; CB)

のいずれかが発行した証明書である必要。

- 証明書の発行機関がこれらのいずれにも該当しない場合、当該証明書の規格自体は告示420号の求める基準を満たしていても、使用が認められない。

【記載事項に関する規定】

- 製造施設の名称及び所在地
- 告示420号に規定する基準と同等以上の製造システム規格
- 輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲
- Manufacturing, Processing など認証を受けた活動
- 証明書の発行機関
- 認証日及び認証の有効期限（認証の有効期限が記載されていない場合、このCertificateの有効期間は、文書の発行日又は認証の適用日から1年以内とする。）

- 例えば証明書の認証範囲が商品Aの製造業であった場合、当該証明書を使用して商品Bの輸入はできない。
(商品Bを認証範囲に含む証明書が必要。)

が記載されている必要。

◆ 保健省告示第420号の運用が始まった2021年10月7日以降、弊所によく寄せられる相談・質問をまとめた。

相談・質問	対応・回答
<ul style="list-style-type: none"> GMP証明書はいつどのような場面で求められるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> GMP証明書は、主に①食品登録時、②輸入通関時に求められます。
<ul style="list-style-type: none"> 個別要求事項1、2、3はどういった製品で求められるのか。どのように判断すれば良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本要件事項のみで良い製品なのか、個別要求事項も求められる製品なのかはFDAにより判断されます。食品登録時、あるいはその前にFDAに確認を行うことが重要です。
<ul style="list-style-type: none"> FDA担当官から、証明書に記載された「輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲」が製品と合致しないと指摘を受けた。どうすれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証や農林水産省GMP証明書の場合、書面に記載されている「○○業」の名称によっては、輸入しようとしている製品の製造を包含していることが分かりにくい場合があります。 説明に窮した場合には、ジェトロや大使館にお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証は、英訳と、大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明（※）を受ける必要があるとのことだが、誰がどのようにすれば良いのか。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証の英訳は、輸入業者様や輸出業者様等が各自で行ってください。 その上で、「翻訳形式の宣誓式署名証明」については、在タイの輸入業者様等が在タイ日本国大使館領事部に営業許可証の写し及び英訳を持ち込み、申請の上、発行を受けてください。ただし、申請者は日本の国籍を有している必要があり、申請者本人が申請窓口に出頭し、担当者の面前で書類に署名を行う必要がある点についてご留意下さい。 <p>(参考) 在タイ日本大使館ウェブサイト領事関連情報証明関係手続一覧「7. 宣誓式の署名証明（英文）」 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p>
<ul style="list-style-type: none"> 営業許可証を使用しようとしたが、FDA担当官から、「○○法○○条に基づき」の記載が55条または52条となっていないから不可という指摘を受けた。どうすれば良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、食品衛生法に基づく営業許可証は全て、法55条（2021年6月の法改正前に発行されている場合は52条）に基づき発行されています。 55条又は52条以外の条に従って発行と記載されている場合、当該許可証は、食品衛生法ではなく都道府県の条例等に基づいて発効されている場合がほとんどです。 都道府県の条例等に基づく証明書の場合、条例等で定める基準が保健省告示420号の求める基準と同等以上であることが必要です。

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等）について、2019年8月から**保健省告示第386号**が本格施行。タイ国内の青果物の選別・梱包施設は、保健省告示第386号に定められる基準（園地のトレサビリティの確保、残留農薬検査の実施等）を守る必要。外国（日本等）からタイへの輸入の際は、同等以上の基準に基づく規格等の**証明書を提示できるようにする必要**。
- ◆ さらに、2021年10月から**保健省告示第420号**が本格施行されたことに伴い、**これまで証明書が求められていなかった品目についても、同号に定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書が必要**。



**【参考】
日本からの輸入に
使用可能な証明書の例**

- ・ 農林水産省・都道府県庁発行の証明書
- ・ JFS規格（タイ向け規格、JFS-B、JFS-C）
- ・ GLOBAL G.A.P.
- ・ ASIAGAP
- ・ JGAP
- ・ FSSC22000
- ・ ISO222000
- ・ BRC 等

2-2 青果物の場合（植物防疫）

- ◆ 病害虫の侵入・まん延の防止の観点から、植物防疫関連の規制が存在。
- ◆ タイで輸入可能な品目については、日本で検査を受け、植物検疫証明書を用意し、輸出。
- ◆ 一部品目は、園地、選別・梱包施設について、事前に登録し、指定ラベルを貼る等し、輸出する必要。
一部品目は、タイから検査官を招聘し、日本・タイの合同検査を受ける等し、輸出する必要。
- ◆ タイの輸入通関において、病害虫が付着していないか等の検査があり得る。
- ◆ -17.8℃以下で冷凍処理を行った青果物については、事前登録や合同検査等は不要となる。

日本から**輸入可能**

輸出の都度、日本で検査を受け、**植物検疫証明書**を用意

園地、選別・梱包施設の**事前登録等**

- ・柿
- ・なす
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

日本・タイの**合同検査**

- ・キュウリ・メロン
- ・スイカ・トマト
- ・ミカン

(※輸出実績次第で都度検査不要)

- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・ブドウ
- ・イチゴ

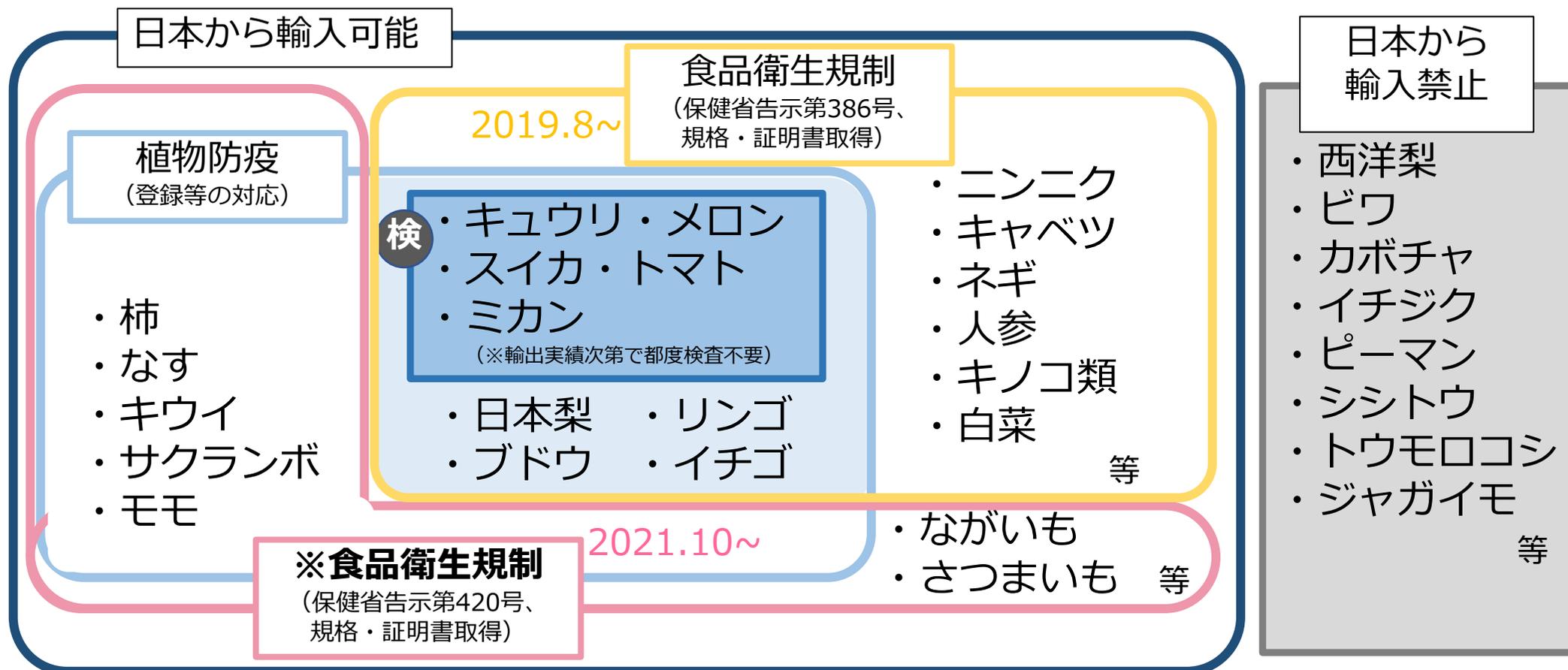
- ・ニンニク
 - ・キャベツ
 - ・ネギ
 - ・人参
 - ・キノコ類
 - ・白菜
 - ・ながいも
 - ・さつまいも
- 等

日本から**輸入禁止**

- ・西洋梨
 - ・ビワ
 - ・カボチャ
 - ・イチジク
 - ・ピーマン
 - ・シシトウ
 - ・トウモロコシ
 - ・ジャガイモ
- 等

※輸入解禁に向けては、日本の産地の要望等を踏まえて、日本政府がタイ政府に要請を行う。タイ政府内でのリスク分析、輸入条件設定等が必要となり、長期間を要することが見込まれる。

- ◆ 植物防疫の観点、食品安全（残留農薬、GMP証明書等）の観点からの2種類の規制が存在。
- ◆ タイへの輸入時等に残留農薬検査が行われる可能性あり。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

◆ 2021年3月1日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/10cc99e418da3660.html>)

タイ保健省、プラ容器の品質規格の告示案などに対する意見を公募（タイ）

- 保健省告示第295号「プラスチック容器包装の品質規格、プラスチック容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」（英訳）を廃止のうえ、新たに定める告示案について、3月4日まで意見公募中（FDA）。経緯（資料1）および告示案の日本語仮訳（資料2）については添付資料参照。
- 新たな告示案においては、輸入食品を含め、食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を改めており、その詳細をプラスチックの種類別に付属一覧表に規定している。付属一覧表に規定された種類以外のプラスチックの使用には、安全性評価報告書が必要とされている。
- また、現行の告示第295号では禁じられている再生プラスチックの使用が認められており、その品質や規格が定められている。タイ産食品に、輸入再生プラスチック容器包装を使用する場合や、輸入食品に再生プラスチック容器包装を使用する場合は、安全性評価報告書が必要とされている。しかし、付属一覧表の規格に合致し、かつプラスチックの再生方法が一定の条件に当てはまる場合には、安全性評価報告書が免除される。本告示案に先立ち、2021年9月には、食品収納容器・包装、その他食品接触が想定されるプラスチックについて、再生ペレットから製造される場合のリサイクル工程や、安全性評価などを規定した告示案について、意見公募が行われていた（2021年9月8日記事参照）。
- ジェトロがFDAに確認したところ、食品に使用するプラスチック容器包装が本告示案に適合しているかについては、食品事業者（輸入食品の場合は輸入業者）が責任を負うこととなり、食品登録申請時に、使用しているプラスチック容器包装に関する情報の記入を求めるとのこと。
- なお、本告示案の効力発生日から3年間は、現行の告示295号と同等の品質・規格のプラスチック容器包装の使用も認めるとする猶予期間が設けられている。

◆ タイ向け食品輸出におけるRCEP利用のメリット

日本とタイの間ではすでに日タイEPA等が締結されており、日本の農林水産物・食品のタイ向け輸出に関しては、RCEPを活用した場合の関税率は既結EPAの範囲内となっている。

一方でRCEPは、日タイEPA等にはない強みも有している。具体的には、

1. RCEPでは、締約国産の原材料を日本産原材料とみなすことが可能（累積）。中国産及び韓国産の原材料は既存のEPAでは日本産原材料とみなされないが、RCEPでは日本産原材料とみなして使用できるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大。
2. RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を発給する認定輸出者制度を採用。認定時には登録免許税が必要となるが、その後は自ら原産地証明書を発給できるため、継続的に輸出を行う場合には費用・時間を節約できる可能性。
3. RCEPでは可能な限り、48時間以内貨物の通関（生鮮食品等の腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

といったメリットがある。

※ 農水省が資料・動画を作成しており、後日公開予定（ビジネス短信にてお知らせ予定）

<日本からの輸出に関する制度（JETROホームページ）>

日本から農林水産物・食品を輸出するにあたり、各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができる。

URL: <https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>



農林水産省補助事業

タイにおける食品輸入規制 及び手続等ガイドブック

2021年3月（2021年7月更新）
日本貿易振興機構（JETRO）
農林水産・食品部
バンコク事務所



<タイにおける食品規制及び手続ガイドブック>

主にタイにおける食品輸入規制についてまとめたガイドブック（発行後に改正・新設される場合もあるため、最新情報の確認が必要）。

- ・タイにおける食品カテゴリー、必要な書類
- ・食品添加物等の規制
- ・製造基準に関する規制
- ・植物検疫、動物検疫など

URL: <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/02/4ff5ed3e06d530e1.html>

<ビジネス短信（タイ(農林水産物・食品)）>

食品輸入規制を含めた、農林水産物・食品の輸出に関する最新の動向について配信。

URL: <https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/asia/th/foods/>

🏠 > [ビジネス短信](#) > [アジア](#) > [タイ](#) > [農林水産物・食品](#) > [保健省、食品輸入規制に関する新ガイドラインとQ&Aを公表](#)

ビジネス短信

保健省、食品輸入規制に関する新ガイドラインとQ&Aを公表

(タイ)

バンコク発 2021年12月23日

タイへの食品輸入に関しては、保健省告示420号が定める食品の製造方法などに関する基準と同等以上の規格の証明書が必要（注）と規定され、2021年10月7日（新規事業者は同年4月11日）から運用開始となっていた。本件に関連し、タイ保健省は、5月に公表していた輸入者向けのガイドライン（2021年5月26日記事参照）の更新版 （日本語仮訳  (1.8MB)）とQ&A （日本語仮訳  (373KB)）を公表した。

ガイドラインの更新版とQ&Aで明記しているのは以下のとおり。

- 輸入食品が保健省告示420号の順守義務の対象か対象外であることを判定するための条件の詳細。
- 商品の輸送中に証明書の有効期限が切れた場合でも、製造日が有効期限より前であれば、当該証明書が使用可能であることなど。

（注）保健省告示420号への対応に使用可能な証明書については、2021年12月22日記事、2021年11月16日記事、2021年11月8日記事を参照。

農林水産物・食品の 輸出支援ポータル



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

- 各地での日本産食品の輸入に必要な手続、販売価格等、色々な情報を発信。

e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

ビジネス短信



<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/>

- 各地の情報をジェトロが発信。
- タイの食品関連の規制についても、新たな動きがあった際には、情報提供を行っている。

参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）